

(1) 指定給水装置工事事業者制度と各種届出事項について

1

指定給水装置工事事業者制度と各種届出事項について説明します。

なお、本資料の記載内容は、(公社)日本水道協会が発行している「指定給水装置工事事業者研修テキスト2024」(以下「研修テキスト」という。)から一部引用しております。スライド右上のページ番号は研修テキストの該当するページを示しております。

指定給水装置工事事業者制度の概要

2

〈水道法第16条の2第1項〉

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

指定給水装置工事事業者

2

指定給水装置工事事業者制度の概要について説明します。

指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域において、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を、水道法第16条の2第1項の規定に基づき指定する制度となります。

指定給水装置工事事業者の遵守事項

4

〈水道法第25条の4〉

給水装置工事主任技術者の配置(事業所ごと)

〈水道法第25条の4及び7〉

水道事業者への届出(主任技術者の選任、解任、指定事項の変更、事業を廃止、休止、再開)

〈水道法25条の8〉

事業の運営の基準に従い適正な給水装置工事の運営に努める

上記法令等に違反した場合

〈水道法第25条の11〉

水道事業者は指定給水装置工事事業者の指定の取消をすることができる

3

指定給水装置工事事業者の遵守事項は、
水道法第25条の4で、事業所ごとに給水装置工事主任技術者の配置について、
水道法第25条の4で、主任技術者の選任・解任について、
水道法25条の7で、指定事項の変更や、事業の廃止・休止・再開の届出について、
水道法第25条の8及び同法施行規則第36条で、事業運営の基準について、
定められておりますので、各条文を各自で確認してください。

なお、これらの法令等に違反した場合、水道法第25条の11で「水道事業者は指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことができる」と定められております。

給水装置工事主任技術者の職務等

5

〈水道法第25条の4の3〉

1. 給水装置工事に関する**技術上の管理**
2. 給水装置工事に従事する者の**技術上の指導監督**
3. **構造及び材質の基準**に適合していることの確認
4. **その他省令で定める職務**(**水道法施行規則第23条**)

〈水道法施行規則第23条〉

工事に関する**水道事業者との連絡調整**

4

給水装置工事主任技術者の職務については、水道法第25条の4及び同法施行規則第23条で定められております。

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 構造及び材質の基準に適合していることの確認
- ④ 工事に関する水道事業者との連絡調整

給水装置工事主任技術者は、給水装置が構造及び材質の基準に適合するよう確実に工事を施行するため、給水装置工事の調査、計画、施工、検査といった一連の工事の過程全体について技術上の統括・管理を行うとともに、給水装置工事に従事する者の指導監督などを行う者となっております。

指定給水装置工事事業者の事業運営の基準

4

〈水道法25条の8〉

事業の運営の基準に従い適正な給水装置工事の運営に努める

〈水道法施行規則第36条〉

1. 給水装置工事主任技術者の指名(給水装置工事ごと)
2. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置
(配水管から分岐して給水管を設ける工事など)
3. 水道事業者の承認を受けた工法、工事条件への適合
4. 研修機会の確保
(給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者)
5. 構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用
6. 記録の保存(工事ごと、3年間)

5

指定給水装置工事事業者の事業運営の基準については、水道法施行規則第36条で、

- ① 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名すること
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を配置すること
 - ③ 水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること
 - ④ 給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること
 - ⑤ 構造及び材質の基準に適合する給水装置を設置すること、適正な機械器具を使用すること
 - ⑥ 施行した給水装置工事ごとに記録を3年間保存すること
- と定められております。

指定給水装置事業者の指定の取消し

94

〈水道法第25条の11〉

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

5

水道法第25条の11は、一定の要件に該当する場合、水道事業者は、指定給水装置工事事業者の指定の取消しをすることができる旨を規定したものです。

- ① 第25条の3第1項、指定の3要件(給水装置工事主任技術者を選任すること、国土交通省令で定める機械器具を有することなど)に適合しなくなったとき。
- ② 第25条の4第1項、第2項、主任技術者の事業所ごとの選任とその届出に違反したとき。
- ③ 第25条の7、変更の届出等をしない、または虚偽の届出をしたとき。
- ④ 第25条の8、事業の基準に規定する適正な給水装置工事の事業の運営ができないとき。
- ⑤ 第25条の9、給水装置検査時の主任技術者の立会いに理由なく応じないとき。
- ⑥ 前条の第25条の10、報告又は資料の提出に応じない、または、虚偽の報告や提出をしたとき。
- ⑦ 水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき。

これらの場合、指定の取消しを受けることがあります。

指定給水装置工事事業者の指定の更新

84

〈水道法第25条の3の2〉

第16条の2第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下、この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。
- 4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

7

続いて、指定給水装置工事事業者の指定の更新について説明します。

水道法第25条の3の2、指定の更新については、令和元年10月1日に施行された改正水道法で新たに追加された条文です。

条文に記載の通り、5年ごとの更新制度が導入されました。

指定の更新を受けなければ、有効期限を経過した時点で自動的にその効力を失うことになりますので注意してください。

なお、指定更新の際には、改めて事業内容(名称、所在地、連絡先、主任技術者の選任状況等)の確認を行い、必要に応じて指定事項の変更届や主任技術者の選任・解任届等を提出する必要があります。

指定給水装置工事事業者の更新の案内

有効期限の1年前から更新対象となる指定給水装置工事事業者宛てに、当局からお知らせハガキを郵送し通知しています。

なお、郵便不着や未更新の方への再通知は行いません。

8

有効期限の1年前から更新の対象となる指定給水装置工事事業者には、当局からお知らせハガキを郵送しています。

継続して指定を受けたい場合は、有効期間内に更新手続きを行ってください。

なお、郵便不着や未更新の方への再通知は行いません。

お知らせハガキの不着を防止するため、所在地の変更等は速やかに変更届を提出してください。

水道整備・管理行政の移管

6

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要

水道整備・管理行政の機能強化

【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会资本整備重点計画法】

- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
- ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会资本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
- ③ 災害対応の強化や他の社会资本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会资本整備重点計画法の対象施設に加える。

令和5年5月19日 第135回 科学技術部会資料抜粋

9

続いて、水道整備・管理行政の移管について説明します。

令和6年度から施行開始となった「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」にて、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省へ移管する旨が定められました。

なお、水質又は衛生に関する事務については環境省へ移管となります。

これは、社会资本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、水道整備・管理行政を移管し、国土交通省が、層の厚い地方支分部局を活用しつつ、下水道等の他の社会资本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の機能強化を図ることが目的です。

また、水質基準の策定等については、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に移管することにより、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図ることも目的として挙げられます。

指定の更新時の確認事項

- ① 指定給水装置工事事業者研修の受講実績
(過去5年以内)
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
(過去5年以内)
- ④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事し
た適切に作業を行うことができる技能を有
する者の配置状況

10

指定給水装置工事事業者の指定の更新時には、適正に給水装置工事の事業が運営されているかを確認します。

確認事項は、次のとおりです。

- ① 当局が実施している指定給水装置工事事業者研修の受講実績の確認
※本研修が受講実績となります。
- ② 水道利用者に提供する指定給水装置工事事業者に関する情報の充実
を図り水道利用者の利便性の向上を図るとともに、給水装置工事に係
るトラブルを防止する観点から、指定給水装置工事事業者の業務内容
について確認
- ③ 外部機関による研修のほか、事業所内訓練等による自社内研修が想
定されるが、給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内
容であることを確認
- ④ 配水管から分岐して給水管を設ける工事等を実行する場合において、
適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況を確認

確認問題

水道法施行規則第36条では、施行した給水装置工事ごとに記録を1年間保存することと定めている。

11

確認問題です。

問題、水道法施行規則第36条では、施行した給水装置工事ごとに記録を1年間保存することと定めている。

合っていれば○、間違っていれば×を回答してください。

確認問題回答

回答: ×

〈水道法施行規則第36条〉

1. 給水装置工事主任技術者の指名(給水装置工事ごと)
2. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置
(配水管から分岐して給水管を設ける工事など)
3. 水道事業者の承認を受けた工法、工事条件への適合
4. 研修機会の確保
(給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者)
5. 構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用
6. 記録の保存(工事ごと、3年間)

12

回答は×になります。

水道法施行規則第36条では、施行した給水装置工事ごとに記録を3年間保存することと定めています。

自主学習後に研修の受講報告をしていただきます。その際、この確認問題の回答を報告していただきます。

「指定給水装置工事事業者制度
と各種届出事項について」は以
上となります。
受講お疲れ様でした。



千葉県営水道
マスコットキャラクター
「ポタリちゃん」